

●たすけあい介護サービスの手引き

■制度

介護費用助成サービス制度 (福祉用具利用料限定)	● 介護保険対象福祉用具を利用する時、月額レンタル料の10%を助成する制度です。
利用できる人	● 各共済会員本人および配偶者、三親等以内の親族 (三親等の親族：おじ、おば、曾祖父母までの親戚) ● 各共済会が認めた者 ● 上記の方で要介護認定を受けている方が利用できます。
申込書	● 各共済会が「たすけあい介護サービス申込書」を発行します。
利用の手続き	● 「たすけあい介護サービス申込書」の発行を受ける。 ● 内容記入のうえNPOへ送付する。(郵送、FAX可) ● NPO シェンシステムズから申込者へ直接電話で連絡があり、利用に関する説明があります。

■助成

助成事由	● 介護保険対象の在宅福祉用具のレンタルを利用したとき。 ● 利用できる福祉用具は、介護保険で利用できる福祉用具全てです。
助成金額	● レンタル月額額の10%を給付します。
免責	● 利用を開始した当月分(起算月分)は給付されません。
給付時期	● 初めて利用を開始する場合は、利用開始した月を起算月とします。 ● 継続利用の場合は、申し込み月の翌月を起算月とします。 ● 利用を開始して直後に到来する3.6.9.12月末に直前3ヶ月分を給付します。 したがって初回の給付額は端数月分の給付となります。 (例) ① 初めて利用開始する場合 3月15日に初めて利用開始の時は、3月を起算月とし、4月、5月分を6月末に給付します。以後、同様に三ヶ月分づつ給付します。 ② 継続で利用する場合 3月15日に継続利用で申し込みした場合は、4月を起算月としますので、5月分を6月末に給付します。以後同様に三ヶ月分づつ給付します。
給付方法	● 申込者が指定する銀行口座に振り込まれます。 ● 振込み先は、組合員本人でなくてもかまいません。 ● 事務手数料として420円差し引かれております。(1,000円以下の場合は次回給付) ● 通帳にはキョウフキンNKSまたはセンコククリと記帳されます。
給付を受けるために利用者が提出するもの	● サービス利用票・サービス利用票別表をFAXまたは郵送で送付してください。 ● サービス利用票・サービス利用票別表はケアマネジャーが作成します。 ● 毎月10日まで到着分が当月に反映します。 ● サービス利用表・利用表別表の送付が省略できる場合は、NPOから連絡します。
注意点	● サービス利用票・サービス利用票別表の送付がない場合、利用の有無が確定できないので給付されません。送付が遅れた場合は次回の給付扱いとなります。 ● 原則NPOが推薦する業者を利用することが必要です。
運営	● 介護サービスの運営はNPO シェンシステムズに委託しております。 ● 問い合わせは直接下記NPOまでお願いします。

問い合わせ、申込は下記まで

<p>NPO シェン・システムズ</p> <p>〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町7-2 小舟町2 4 3ビル7階</p> <p>FAX03-3639-3412</p>	<p>電話 03-3639-3515</p>
---	------------------------